

平成19年10月1日
経済産業省
原子力安全・保安院

加工施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可について (原子燃料工業株式会社熊取事業所)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の2第1項の規定に基づき、原子燃料工業株式会社熊取事業所の加工施設の変更に係る設計及び工事の方法を認可しましたので、お知らせします。

1. 事業所及び施設の名称
原子燃料工業株式会社熊取事業所
2. 申請日
平成19年8月28日
3. 認可日
平成19年10月1日
4. 認可の概要
 - (1) 建物：遮蔽壁の追加
 - (2) 成型施設：造粒設備の撤去
 - (3) 核燃料物質の貯蔵施設：燃料集合体保管設備の改造及び新設
 - (4) 放射性廃棄物の廃棄施設：保管廃棄設備の新設、
廃棄物貯蔵室の改造
 - (5) その他の加工施設：小型天秤用フードの追加
火災警報設備の増設 等

(お問い合わせ先)

核燃料サイクル規制課 小林、小野

電話：03-3501-3512

(ホームページ)<http://www.nisa.meti.go.jp/>